

《あおしん相続定期預金》

商品名	あおしん相続定期預金
お取扱期間	2025 年 4 月 1 日（火） ～ 2026 年 3 月 31 日（火）
ご利用頂ける方	相続により資金を取得された個人のお客さま 《ご利用条件》 相続金：相続手続完了後 1 年以内に取得した資金 相続で取得した不動産や株式の売却代金 ※遺産分割協議書、被相続人の解約通帳等で確認させていただきます
期 間	定型方式：1 年（単利型） 預入時のお申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます
お預け入れ	預入方法：一括預入 預入金額：100 万円以上（相続による取得金額の範囲内） 預入単位：1 円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします
金 利	・金利は預入時のスーパー定期店頭表示の金利を基準とし、次の金利を適用します ・スーパー定期預金の店頭表示金利に+0.30% ・お預け入れ時の金利は満期日まで適用します ・金利は店頭窓口までお問い合わせください
利 息	・計算方法：付利単位を 1 円、1 年を 365 日とする日割り計算（単利） ・利払方法・頻度：満期日以後に一括して払い戻しいたします
付加できる 特約事項	・自動継続扱いの場合、総合口座の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした金利） ・マル優のお取扱いができます
中途解約時の お取扱い	満期日前に解約する場合は、スーパー定期預金のお取り扱いに準じます
税 金	・利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税される為、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります
苦情処理措置 紛争解決措置 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9 時～17 時、電話：0120-00-2085）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 （次項に続く）

その他参考 となる事項	・しんきん通帳アプリ上でのお預け入れはできません。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険の対象となります。預金保険によって元金 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます） ・お取扱期間内であっても金融情勢の変動により、お取扱いを変更または中止する場合があります ・この預金はスーパー定期{自由金利型定期預金(M型)}規定(単利型)、スーパー定期{自動継続自由金利型定期預金(M型)}規定(単利型)によりお取扱いいたします。本預金をご利用の際には、必ずご覧ください。
----------------	--